

daily コラム

2026 年 5 月 27 日 (水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

年金記録の誤りを 見つけたら

年金記録を確認する方法

年金記録とは、公的年金制度への加入期間や保険料の納付状況などをまとめた記録です。

年金記録では次のことが確認できます。

- ・保険料納付、未納、免除など
- ・年金加入期間
- ・月別の加入状況(国民年金、厚生年金等)
- ・年金見込み額

記録確認には次の方法があります。

・定期便…公的年金に加入している方へ毎年誕生月に送付されるもので年金記録と将来の年金見込み額が記載された書類です。35 歳、45 歳、59 歳の節目の年はより詳細な情報が封書で届きます。

・ねんきんネット…日本年金機構が運営している年金記録や将来の年金見込み額などをインターネットでいつでも確認できるサービスです。スマホ、パソコンから 24 時間利用できます。

誤りが疑われたら

年金記録に未納、加入期間、報酬額などに疑問を感じたら誤りの場合があります。誤りは例えば次のようなケースがあります。

- ・20 歳以降の学生時代の国民年金納付が反映されていない

- ・学生特例納付の申請期間が未記録
- ・転職時の年金加入日や喪失日違い
- ・氏名(漢字)違いや生年月日違い
- ・賞与記録の未記載
- ・婚姻による姓変更で記録分断
- ・年金手帳が複数ある

誤りを見つけたときの手続き

最寄りの年金事務所で記録の確認、訂正手続きの予約をし、訪問しましょう。訂正請求を提出し、認められれば訂正されます。

必要書類は

- ・年金記録訂正請求書
- ・同意書(第三者からの証言をとる場合)
- ・請求の概要(誤っている記録が記載されているもの)
- ・記録を裏付ける資料(給与明細、源泉徴収票、辞令、年金手帳、通帳、履歴書等)

訂正期限はありませんが認められた場合、年金受給者は金額の変更がある場合もあります。ただし、5 年間の消滅時効期間があります。



年金記録は、将来受け取れる年金額の目安や未納期間の有無を把握するために重要です